



令和元年度 事業計画

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

目 次

第1	令和元年度運営方針	1
第2	法人の概要	2
	1 法人の概要	
	2 組織図	
第3	事業計画	
	1 法人事務局	3
	2 心身障害者福祉センター	
	(1) 障害者支援施設	7
	(2) 附属リハビリテーション病院	11
	(3) 体育館	14
	3 洛南寮	
	(1) 養護老人ホーム	16
	(2) 救護施設	20
	4 東山母子生活支援施設	24
	5 視力障害者福祉センター	28
	6 桃山学園	
	(1) 障害児入所施設	31
	(2) 児童養護施設	35
	7 こども発達支援センター	39
	8 発達障害者支援センター	43
	9 在宅福祉支援センター相談支援事業所TOMO	45

第1 令和元年度運営方針

京都府社会福祉事業団 基本理念

- 1 社会福祉施設としての公的責任を果たす施設であること
- 2 利用者の権利を擁護し、利用者本位の、利用者には選ばれる施設であること
- 3 地域福祉の向上のため、地域との連携を図り、地域から信頼され、地域に開かれた施設であること
- 4 主体性のある法人・施設をめざすこと

1 運営方針

令和元年度は、理事会や評議員会をはじめとして社会福祉法の趣旨に則った適正な法人運営を引き続き推進するとともに、近い将来の会計監査人導入に向けて内部管理体制の強化の取組を進める。

また、京都府が設置する6つの社会福祉施設の第三期指定管理者(平成28年4月1日から令和3年3月31日まで)の4年目に当たり、次期指定管理期間を視野に京都府と連携しながら各施設をとりまく状況の変化や施設の老朽化などを踏まえ、府立施設としてのあり方の検討を進める。

さらに、諸般の危機事象等に対応し、安心安全で質の高いサービスが提供できるよう、地震災害、感染症など施設管理運営上のリスクへの対応や施設利用者への適切な支援のための諸マニュアル等の点検・整備を行い、安心安全な施設づくりを進める。

虐待防止については、透明性のある開かれた組織運営、職員の意識改革と資質の向上、職員間の情報共有と明るく風通しのよい職場環境づくりが重要であることから、引き続き法人一体となってその取組を進めていく。

財務面について、収支バランスの取れた健全な運営を行っていくため、収入については各種事業における定員の充足や運営内容・方法の点検等によりその確保を図る一方、支出についても引き続き抑制に努め、収支管理の徹底を図る。

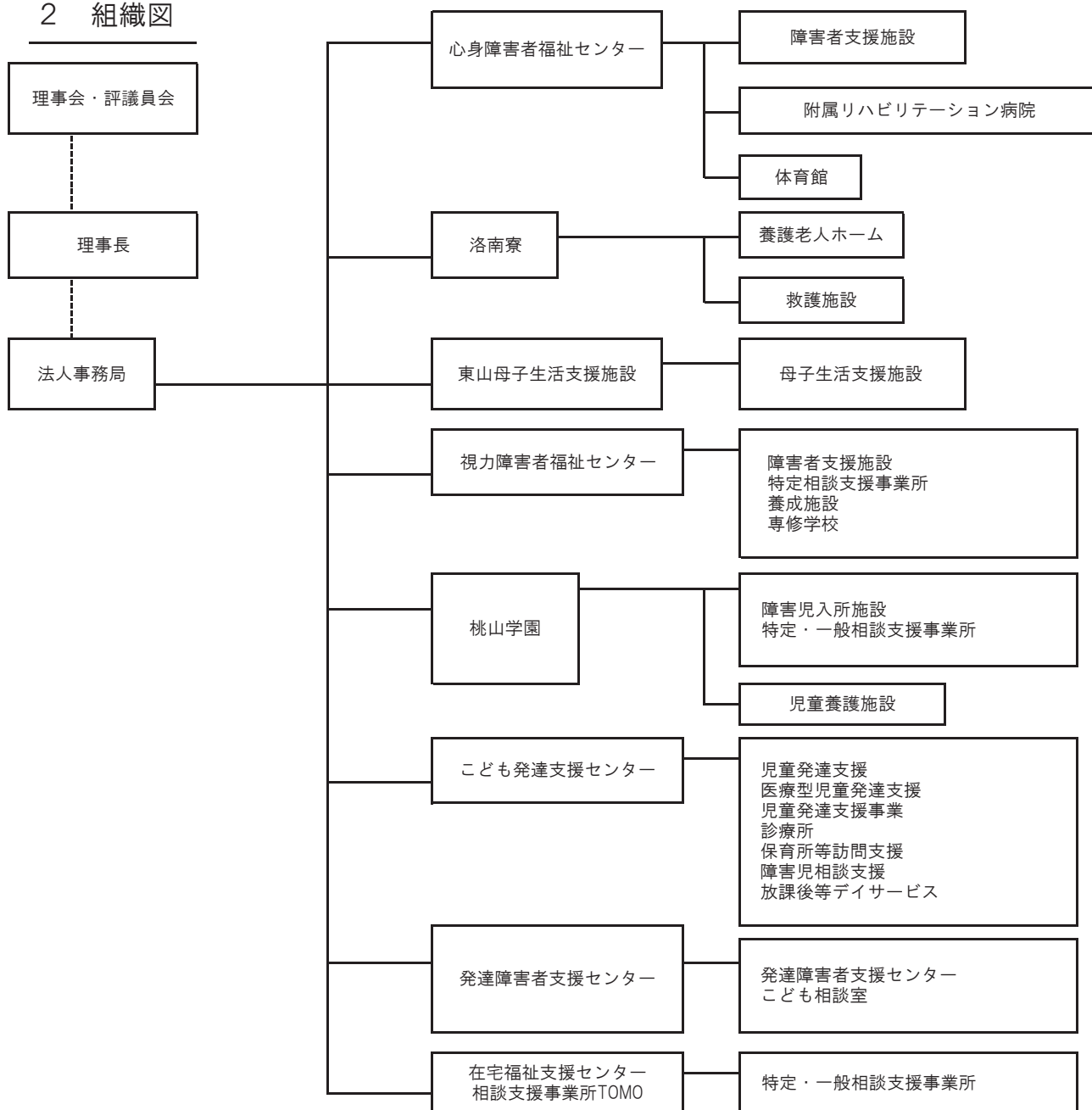
そして、人材の育成・定着に向けたこれまでの取組を基礎に、きょうと福祉人材育成認証制度における上位認証の取得を目指すとともに、時間外労働規制や年休取得推進をはじめ、正規雇用と非正規雇用の労働者間の不合理な待遇差の禁止を目的として来年4月から本格施行される働き方改革関連法に的確に対応することなどにより、職員が健康で生き活きと働ける職場環境づくりを進める。

第2 法人の概要

1 法人の概要

法人名	社会福祉法人 京都府社会福祉事業団
代表者名	理事長 金谷 浩志
設置主体	京都府
基本金	10,000,000円
設立年月日	昭和52年8月2日
主たる事務所	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地

2 組織図



第3 事業計画

1 法人事務局

【運営方針】

令和元年度は、昨年度に引き続き、理事会や評議員会の円滑な運営をはじめ地域での公益的な取組の推進など社会福祉法の趣旨に則った適正な法人運営を推進するとともに、会計監査人導入に係る国での検討状況を見据えつつ、関係規程の整備等法人内部管理体制の強化の取組を進める。また、京都府の指定管理者として効果的・効率的な施設運営を推進するとともに、各施設をとりまく状況の変化や施設の老朽化などを踏まえ、施設の将来のあり方について京都府と連携しながら検討を進める。

施設の安心安全については、施設管理者としての諸般の危機事象等に対する危機管理意識を強めるとともに、地震災害等大きなリスクを伴うものや、利用者への日常的支援等において発生しやすいリスクなどへの対応マニュアル等を点検・整備し、安心安全な質の高い福祉サービスが提供できる施設づくりを進める。

虐待防止については、引き続き「法人虐待防止委員会」など外部からの点検や苦情等利用者の声を活かした施設運営を進めるとともに、職員セルフチェック等の取組による風通しのよい職場づくりや虐待防止研修等による職員意識の向上を図り、虐待が発生しない環境づくりに努める。

さらに、キャリアパスと連動させた研修や人事考課制度等の充実、休暇制度の整備や職員アンケートの実施など人材の育成・定着に係る取組を踏まえ、きょうと福祉人材育成認証制度の上位認証の取得を目指すとともに、働き方改革関連法に適切に対応し、働きやすい職場づくりを推進する。

【事業計画】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

- ア 外部委員主体で構成される法人虐待防止委員会の継続開催や委員の実地調査による法人内各種取組の点検・進行管理
- イ 施設職員チームでの施設間相互チェックや職員セルフチェックの実施による風通しのよい職場づくりの推進
- ウ 利用者、ご家族等からの意見や苦情を活かせる施設運営の推進と、法人全体における苦情解決システム(第三者委員との連携・情報公開等)の推進
- エ 虐待防止研修や各種技術研修実施による職員の意識改革と専門性向上の推進
- オ 児童虐待の防止をめざしたオレンジリボン運動への参加継続

(2) 施設管理責任・危機管理体制の強化

ア リスクマネジメントに係るワーキンググループを中心に、地震災害や感染症など危機事象に対する課題を点検し、実効性を高める取組を推進

(地震対策)

- ・利用者の施設外への避難対策を踏まえた地震対策マニュアルの整備・充実とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
- ・災害時必要物品（通信機器等）について、引き続き検討・整備

(新型インフルエンザ等対策)

- ・新型インフルエンザ等の発生時に適切に対応できるよう、職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等

(その他安全・防犯対策)

- ・火災発生、不審者侵入等突発的の事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED 取扱含む）の実施

イ 京都府災害派遣福祉チームへの参画や全国社会福祉事業団近畿ブロック事業団の災害発生時における相互応援協定（平成26年7月締結）に基づくシミュレーション訓練の実施など、関係機関と連携した非常災害時対応の強化

ウ 利用者支援に係るマニュアル整備による転倒、誤薬、誤嚥等の事故防止や利用者急変時における的確な対応と事故防止委員会での検証・改善の推進

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 経営組織のガバナンス強化

ア 四半期毎の理事会開催による法人経営責任の明確化や、社会福祉法に沿った適正な計算書類等の調製と評議員会の円滑な運営による法人運営の透明性の向上

イ 会計監査人導入に備え、諸規程の整備や業務推進体制等内部管理体制強化の推進

ウ 次期指定管理（令和3年度以降）を展望し、京都府と連携しながら各施設をとりまく状況の変化や施設の老朽化などを踏まえ、京都府立施設としてのあり方議論を推進

エ 法人内の課題に応じた「委員会」や「チーム」等の柔軟な編成・運営等による迅速な改善策の推進

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整備等を通じた給与体系等の見直し

イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進

ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

(3) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア 施設長等で構成する管理会議における各施設の定員充足や利用料収入確保状況の

- 進捗管理の推進と定期的な執行状況分析の実施による予算管理の徹底
- イ 月次決算ごとのシミュレーションによる収支バランスを考慮した人件費の執行
- ウ 電力会社等検討による光熱水費の見直し等経費削減の取組の推進

(4) 人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 人事考課制度を通じた組織内コミュニケーションの活性化と人材の育成
- イ 法人共通のキャリアパスに基づく階層別研修等の継続実施や、施設ごとの専門性向上をめざした施設別キャリアパスの構築による研修の推進等人材育成の強化
- ウ 契約職員を含めた新規採用職員対象のエルダー制度及び各種研修の実施
- エ 資格取得に係る勉強会開催へのサポート等による資格取得の推進（新規）
- オ 施設における利用者支援に関する実践・研究への年間を通じたサポートの実施（新規）
- カ 就職説明会や施設見学会の効果的な開催をめざすとともに、内定者フォロー等人材確保の取組み強化

(5) 活気溢れる職場づくり

- ア 人材の育成・定着に係るこれまでの取組を通じて「きょうと福祉人材育成認証制度」の上位認証の取得を図るとともに、職員アンケートの継続実施により職場環境の改善取組を推進
- イ ストレスチェック集団解析に基づく課題分析と対策の推進
- ウ KSJ ふれあいの会（事業団 OB 会）との連携を深め、災害等の緊急時や施設行事等への OB 職員の参加等を促進（充実）
- エ 「笑顔で対応」・「あいさつの励行」の徹底と朝礼での 1 分間スピーチ実施による明るい職場づくりの推進
- オ クリーンタイムや片付けタイム（週 1 回・15 分程度）等職場の整理整頓・安全清潔の徹底

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

- ア 本部に設置の「サービス向上推進本部」の主導による施設利用者を適切に支援するためのマニュアルの点検・整備や研修等の実施、業務効率化につながる機器やシステムの導入検討等安心安全で質の高いサービスを提供する施設づくりの推進
- イ 介護・福祉サービス第三者評価を活かした施設運営ができるよう、同制度に関する研修や自己評価を実施するとともに、定期的な受診を推進（心身障害者福祉センター・こども発達支援センター）

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組みの推進

- ア 事業団が有する専門性を活かし、地域のニーズに応える公益的な取組の検討推進

- イ 地域の介護者支援の一環として介護技術等講座の充実実施
- ウ 各施設の特長を活かした各種講座や相談サービスの提供等による地域福祉への貢献

(3) 施設の保守管理と計画的修繕の実施

- ア 建築基準法に基づく定期検査結果や、老朽化の進展による要改修箇所について、京都府と連携した計画的な設備改修、修繕の実施
- イ 更新を要するパソコン等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

4. 広報活動の強化

- (1) 「きょうと福祉人材育成認証制度」の上位認証取得による効果的な職場の魅力に関する情報発信
- (2) SNS の活用による施設情報のきめ細かな発信及びインターネット上における積極的な動画配信や、広報用パンフレットの刷新等による広報活動の強化
- (3) 実習生の積極的な受入等を通じた大学等との連携強化や母校等への積極的な出講等による情報発信の強化

2 心身障害者福祉センター

(1) 障害者支援施設

【運営方針】

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、マニュアルの見直しや更新を随時行い、入浴・排泄・食事等の生活介助や生活能力の維持・向上につながる支援を適切に行うとともに、自立心を尊重し、虐待防止についての取組みはもちろんのこと、基本的人権・尊厳に配慮した支援を行う。

特に、施設内外の活動を通じて、ボランティアの受入を進めるなど、地域との繋がりを強化しながら、日中活動と夜の生活を区分し、利用者の自立と生活の充実をめざす。また、新たに「環境改善プロジェクト」を立ち上げ、昨年度実施の個室整備に引き続き、利用者の住環境改善をめざす整備を行うとともに、職員にとっても魅力ある働きやすい職場環境への整備に取り組む。

更に、風通しの良い職員作りを推進していくために、セルフチェック等を継続して活用し、職場内のコミュニケーション、意思疎通を積極的に図っていく。

また、関係機関との連携により、地域の在宅の重度身体障害者の通所利用を積極的に受け入れていくとともに、成年後見制度等の活用についても推進していく。

なお、生活訓練事業所ひまわりについては、附属リハビリテーション病院の高次脳機能障害専門外来と連携し、高次脳機能障害者に対して、個別相談会を定期的を実施して、利用者の拡充を行うとともに、社会復帰、復職に向けた専門的な自立訓練・家族支援を推進していく。

【事業計画】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

- ア 「利用者の声を聞く会」の開催（月1回。そのうち2ヶ月に1回は外部委員が参加の全体会とする）による苦情・要望意見の把握と対応
- イ 風通しの良い職場づくりをめざす「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」（月1回）を継続的に活用し、職場内コミュニケーションを図るとともに、虐待防止委員会の開催（月1回）による課題抽出と改善策の実行
- ウ 外部講師による虐待防止研修の開催（年2回）及び法人内外で開催の虐待防止研修への派遣

(2) 危機管理体制の強化

- ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、心身障害者福祉センタ

- 一における地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進
(地震対策)
 - ・利用者の施設外への避難対策を踏まえた地震対策マニュアルの充実とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
 - ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器等）の検討・整備
- (新型インフルエンザ等対策)
 - ・新型インフルエンザ等発生時に適切に対応できるよう、職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等
- (その他安全・防犯対策)
 - ・火災発生、不審者侵入等突発的・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED取扱含む）の実施
- イ 利用者支援に係るマニュアル整備による与薬・食事・入浴等での事故防止や利用者異変時における的確な対応と事故・ヒヤリハット等に係る事故防止委員会での検証・改善の推進
 - ・各種支援マニュアルの作成・見直しと職員の理解・活用の推進
 - ・事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応
 - ・事故防止委員会の開催（月1回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行
 - ・移乗用リフター、簡易移乗機の使用推進による利用者の安全確保及び職員の腰痛負担等の軽減
 - ・施設内設備（ベッドブレーキ等）の定期的な安全点検と危険箇所の点検（年3回）

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

- ア 利用料収入等の確保
 - ・入所希望者待機リスト等を活用し、迅速な選考会議の開催による入所定員の確保
 - ・高次脳機能障害専門外来との連携による生活訓練事業所ひまわりの登録者増（目標：10人）
- イ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底
- ウ 分担業務の見直しや業務内容の整理による業務スリム化の継続実施

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

- ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進
- イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進
- ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 職員講師による介護技術等の所内研修の実施（目標：年6回）

- イ 外部研修への計画的派遣と復命の徹底（目標：年2回）
- ウ 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施
- エ 働きやすく、魅力ある職場づくり（業務改善の推進、業務の見直し、省力化、毎月施設長を囲んだわいわいランチミーティング）
- オ 「環境改善プロジェクト」による職場環境の整備（新規）
 - ・職員室、寮棟詰所のデスク、書棚の更新等

(4) 活気溢れる職場づくり

- ア 挨拶の励行による明るい職場づくり
- イ 職場の活性化を目的とした取組みの実施
 - ・基本理念の唱和（毎日 朝礼時）と職員倫理綱領の唱和（毎月 職員会議時）
 - ・5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の継続実施
- ウ 法人内外での研究発表大会への積極的参加

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

- ア サービス向上推進本部と連携したマニュアル整備等の推進による安心安全で質の高いサービスの提供
- イ 利用者の意向に基づくケアプランの作成と定期的な見直し（6か月に1回）
- ウ 「環境改善プロジェクト」による施設住環境の整備（新規）
 - ・共用スペース（ダイニング、食堂、風呂場）の美化、整備
 - ・施設の照明のLED化推進
 - ・居室の網戸の設置、洗面所まわりの美化、整備
- エ 相談支援事業所 TOMO と連携した利用者の地域生活移行の推進（目標：1名）
- オ 「まいにち体操」や健口体操、ゲームなど健康のための運動や楽しみのためのグループワークを行い、昼と夜の生活を区分した日中活動の充実
- カ 近隣の生活介護事業所、就労継続支援B型事業所への通所の継続推進
（目標：生活介護事業所6名 就労継続B型事業所2名）
- キ 成年後見制度（保佐人等）の利用申立の推進（目標：1名）
- ク 生活訓練事業所ひまわりの円滑な運営
 - ・関係機関との連携による社会復帰（目標：4名）
- ケ 生活訓練事業所ひまわり利用者の家族の悩みを分かち合い、支援する場としての家族教室の開催（目標：年3回）
- コ 浴室の天井走行リフトの追加設置
- サ 利用者支援の充実をめざした福祉サービス第三者評価の受診

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

- ア ボランティアの開拓及び受入の推進（目標：新たに2グループ）活動の推進

- イ 主に、生活訓練事業所ひまわりの通所終了後の利用者を対象とした、日中の生活介護事業の推進
- ウ 送迎機能の充実（通所利用者、ボランティア、生活訓練事業所ひまわり利用者の送迎等）（新規）
- エ 高次脳機能障害に係る個別相談会の定期的な実施（毎月）
- オ 府卓球バレー大会その他障害者スポーツ大会への積極的参加による障害者スポーツ活動の推進
- カ 地域の小学校・中学校・高校生の体験実習の積極的受入れ（目標：3回）
- キ 在宅障害者の日中生活介護受入れの促進（目標：4名）
- ク 市町の社会福祉協議会等と連携し、職員の障害者支援のノウハウを出前講座等により地域に還元する取組を進める。

(3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

- ア 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施
- イ 更新を要するパソコンや LED 照明器具等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

4. 広報活動の強化

- (1) 広報紙「あしはら」（年3回発行）や、ブログによる最新情報の発信
- (2) あしはらフェスタの開催並びに地域の「福祉ふれあいまつり」等への積極的参加

2 心身障害者福祉センター

(2) 附属リハビリテーション病院

【運営方針】

京都府南部における地域医療への積極的な貢献をめざし、附属リハビリテーション病院の特色を生かした多様な医療サービスを提供することで、地域の皆様の健康と快適な暮らしを支え、地域の皆様からの信頼に応え得る病院運営に努める。

そのため、京都府立医科大学附属病院と連携し、先進的医療機器や高度な技術を活用した運動器疾患患者に対する一貫した治療・リハビリテーションに取り組む。加えて業務や職員体制の見直しを行うことによって、職員一丸となって病院の稼働率向上に向けて取り組む。

また、地域に根ざした活動に重点を置き、従来から実施している出前講座に加え、当病院に隣接する城陽市青谷地区住民への医療・健康講座や医療相談を実施するなど積極的に地域貢献に努める。

さらに、京都府南部の「高次脳機能障害対応医療機関」の中核医療機関として、生活訓練事業所ひまわりと連携し、高次脳機能障害患者の社会復帰を支援する役割を果たしていく。

また、スポーツを通じた障害者支援活動として、引き続きパラリンピック・パワーリフティングの選手への医科学的サポートを担い、日本初のメダリスト誕生に向けて全力で支援し、障害者スポーツの拠点を目指す。

【事業計画】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

- ア 倫理の遵守と患者の人権擁護、尊厳の尊重を徹底するとともに虐待防止に向けた「医療安全管理マニュアル及び虐待防止・対応マニュアル」に基づく取り組みの継続
- イ 患者情報の共有徹底（入院患者：週1回、外来患者：月1回）
- ウ 法人主催の虐待防止研修への積極的参加
- エ 事故の予防や資質向上に向けた、職員によるセルフチェックの実施（月1回）

(2) 危機管理体制の強化

- ア 障害者支援施設や体育館と一体となって地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進
- イ 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応及び事象検証・改善策検討とフィードバックの継続（週1回）
- ウ 医療安全管理委員会（週1回）及び院内感染防止対策委員会（月1回）の開催

- エ 院内ラウンドによる医療安全管理対策、院内感染防止対策の実施（週1回）
- オ 医療安全管理対策研修（年2回）、院内感染防止対策研修（年2回）の実施
- カ 医薬品取扱い研修（年2回）、医療機器取扱い研修（年2回）の実施

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

目標：1日あたりの外来患者数 80名

1日あたりの入院患者数 16名

- ア 脳血管疾患等リハビリテーション料Iの施設基準取得による大幅増収への取組みの継続
- イ 導入した電子リハビリ予約システムの円滑な運用や、リハビリ業務における職員体制の効率的運用による増収対策の継続（年24,000単位以上）
- ウ 京都府立医大の整形外科教室、リウマチセンター、リハビリテーション医学教室や他院との連携拡充による患者の積極的受入れ（手術適応患者：年50名、新規リハビリ患者：年40名）
- エ 三次元画像解析装置、骨塩定量測定装置、高精度超音波装置の有効活用や、ボトックス治療の実施（年50名）
- オ 高次脳機能障害専門外来の利用促進及び新規患者の受け入れ（年20名）
- カ 高次脳機能障害専門外来患者の生活訓練事業所ひまわりへの紹介（年5名）
- キ 新規障害児（者）歯科患者（年15名）及び術前口腔ケア患者（年30名）の積極的受入れ
- ク 院内薬事委員会で新規医薬品の採用審査、適正購入を図るとともに、使用頻度が低下した医薬品在庫調整の実施
- ケ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

- ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進
- イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進
- ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 専門性の向上
学会・研修会等への積極的な参加や研究発表及び論文発表によるスキルアップの実施
- イ 医療チームとして向上心、探求心を追求する最新医療に関する院内研修の実施（年8回）
- ウ 全職員が参加する病院内症例検討会における症例発表（週1回）
- エ 多職種間連携による患者ニーズに則した研究発表会の開催（年2回）（新規）

(4) 活気溢れる職場づくり

挨拶の励行及びクリーンタイムの継続（毎日）

3. 安心安全な医療サービスの提供

(1) 患者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 患者アンケート調査、意見箱によるニーズの把握及び改善策の継続（年12回）

イ 敷地内禁煙の継続

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア 近隣市町村社会福祉協議会を通して、高齢者を対象とした「出前講座」及び「骨密度測定」の充実（年7回）

イ 城陽市青谷地区住民を対象とした医療・健康講座の実施（年4回）

ウ 城陽福祉ふれあいまつりにブースを設置し、市民を対象とした骨密度測定の実施（年1回）

エ 日本パラ・パワーリフティング連盟と協力し、パワーリフティング選手への科学的根拠に基づいた医科学的サポートの継続

(3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

ア 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

イ 更新を要するパソコン等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

ウ 施設内の樹木剪定、花壇整備等による利用者へのアメニティーの確保（年2回）

4. 広報活動の強化

(1) ホームページやブログ及びパンフレットの内容を随時更新し最新情報を提供

(2) 近隣市・町の広報紙への病院広告掲載や京阪バスの車内放送による病院案内の継続

2 心身障害者福祉センター

(3) 体育館

【運営方針】

京都府南部地域における障害者等のスポーツ・レクリエーションの活動拠点・地域交流施設としての役割を果たすとともに、心身障害者福祉センターの体育施設として、利用者の身体運動や日中活動の支援を行う。

また、日本パラ・パワーリフティング連盟の強化合宿等の活動を支援するとともに、東京パラリンピック出場に向けた記録会でもあり、当体育館で開催される「第2回チャレンジカップ京都」に協力し、メダリスト誕生に向けて積極的に応援していく。

併せて、パラ・パワーリフティング競技の地域住民に向けた体験交流会等の開催に協力していく。

【事業計画】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

法人主催の「虐待防止研修」への積極的参加

(2) 危機管理体制の強化

ア 障害者支援施設や附属リハビリテーション病院と一体となって地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進（充実）

イ 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 京都府南部地域の障害者スポーツ事業の継続実施

ア 障害者スポーツ教室（アーチェリー、バドミントン、卓球、テニス等）の開催（年17回）と教室後のクラブ組織づくりによるスポーツの継続

イ 障害者スポーツのつどい（年12回）

ウ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進

イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進

ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

(3) 活気溢れる職場づくり

- ア 「笑顔で対応」・「あいさつの励行」による明るい職場づくりの推進
- イ 基本理念の唱和（毎日 朝の連絡会時）

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

- ア 障害者支援施設の入所者への身体的機能の維持・向上や日中活動の充実に向けた活動への支援の実施
- イ 高次脳機能障害者支援（生活訓練）の一つとしてのスポーツ・レクリエーションサービスの実施
- ウ 施設利用促進につなげる利用調整会議の定期開催（月1回）

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

- ア 第2回チャレンジカップ京都開催への協力（新規）
- イ 体育館利用者の身体機能を回復するための訓練及び障害者スポーツ指導の実施（各福祉施設週1回）
- ウ 日本パラ・パワーリフティング連盟と連携し、地域住民を対象に開催するパラ・パワーリフティング競技の体験会、交流会等への協力
- エ パラリンピックの各種競技（バドミントン、ウィルチェアーラグビー、ゴールボール、アーチェリー、車いすバスケット、テニス）に出場をめざす利用者に対し、スポーツ用車椅子の移乗介助や練習場所の準備・提供等（各競技月1回）
- オ アーチェリー大会の開催（年2回）

(3) 施設の保守管理と計画的修繕の実施

- ア 破損箇所及び危険箇所の安全点検（毎日）と必要に応じた小修繕の迅速な実施
- イ 更新を要するパソコン等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

4. 広報活動の強化

- ホームページのブログ等を活用したタイムリーな情報提供

3 洛南寮

(1) 養護老人ホーム

【運営方針】

地域で生活するうえで様々な生活課題や福祉課題を抱える利用者一人ひとりの人権を尊重し、心身ともに健康で安心できる暮らしと、自立した日常生活が営めるよう支援し、利用者の社会復帰の促進を図る。

そのため、利用者ごとの個別状況に応じた機能訓練及び日常生活を楽しみながら行う介護予防を充実させ、福祉用具を計画的に整備しながら利用者の自立した生活を支援していく。

加えて、利用者の安心・安全な生活を第一に考え、事故・虐待防止の観点からの取組みを推し進める。特に嚥下機能低下による喉詰り事故等に係るリスクを常に想定し、予防対策を講じるとともに、服薬介助や感染症に対する職員の危機意識の醸成を図る。

さらに、利用者に寄り添い、人権を尊重し誠意をもって支援にあたることができるよう研修や実践の中での取組みにおいて接遇力の向上をめざすとともに、文書管理や書類整理を徹底する。

そして、高齢者がDV・虐待被害を受けた際の緊急一時入所の対応を行い、退所された方への相談支援体制など地域での生活を支援するとともに、関係機関・団体等や地域住民と積極的に連携・交流し、開かれた施設、地域から信頼され選ばれる施設づくりをめざす。

【事業計画】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

- ア 「虐待防止委員会」(月1回)による検証と改善策の実行
- イ 外部委員による聞き取り、施設内での座談会(月1回)、意見箱の設置、家族やボランティアとの懇談会など利用者からの声を反映するための取組み実施
- ウ 利用者の特性を理解し、専門知識と技術に基づく支援を行うための所内研修の実施(年3回)と外部機関が主催する人権擁護研修や虐待防止研修への積極的参加
- エ 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の実施(月1回)による課題抽出と改善サイクルの徹底

(2) 危機管理体制の強化

- ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、洛南寮における地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進

(地震対策)

- ・利用者の施設外への避難対策を踏まえた地震対策マニュアルの充実とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
- ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器等）の検討・整備

(新型インフルエンザ等対策)

- ・新型インフルエンザ等発生時に適切に対応できるよう、職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等

(その他安全・防犯対策)

- ・火災発生、不審者侵入等突発的事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED取扱含む）の実施
- イ 利用者支援に係るマニュアル整備による与薬・食事・入浴等での事故防止や利用者異変時における的確な対応と事故・ヒヤリハット等に係る事故防止委員会での検証・改善の推進
- ウ 京田辺市消防署が行う普通救命講習・上級救命講習への積極的参加

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

- ア 一般型特定施設入居者生活介護の適切な運用による利用料収入の確保
- イ 福祉事務所や居宅介護事業所、地域包括支援センター、精神科病院等に対する積極的な情報提供
- ウ 月単位の消耗品費・光熱費の周知（見える化）による経費支出のコントロール
- エ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

- ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進
- イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進
- ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 専門的知識や技術の向上及び職員講師育成を目的に、専門研修の強化
- イ 一般型特定施設へ先行して転換し先進的な取り組みをしている施設への視察及び派遣実習の実施
- ウ 新規採用職員（契約・非常勤）に対する職場内OJT及びエルダー制度の活用
- エ 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施

(4) 活気溢れる職場づくり

- ア 職員アンケートやストレスチェック集団解析の結果をふまえ、業務に対する目標・進

め方の明確化や情報共有（役職者会議や小グループミーティングの実施）に努め、加えて業務への関心やモチベーション向上を図るよう積極的な研修受講や他施設への視察を実施

- イ 基本理念の唱和（毎月職員会議時）（充実）
- ウ 職員一人ひとりの担当業務の位置づけや担当範囲、達成すべき目標など、各職員の役割を明確にした上で作業やスケジュールの「見える化」を推進
- エ 利用者作品や利用者・職員の笑顔溢れる写真等の掲示

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

- ア サービス向上推進本部と連携したマニュアル整備等の推進による安心安全で質の高いサービスの提供
- イ 利用者ごとの個別状況に応じた機能訓練及び外出やゲーム・物づくり等、日常生活を楽しみながら行う介護予防の取組充実（充実）
- ウ 一般型特定施設入居者生活介護利用者に対して、安全と自立を促進する車イスやベッド・ポータブルトイレ・手すり等福祉用具を整備（充実）
- エ 地域の高齢者を対象とした、生活リズムの回復や安心安全な環境提供等を目的とする緊急入所の受入
- オ 看護師の土日勤務、遅出業務による利用者健康管理のさらなる充実
- カ 地域生活移行後の退所者への相談支援の実施（毎月1回、半年間継続）
- キ 成年後見制度利用促進法に基づいた利用申立の推進（目標：2人）
- ク 高齢者の嚥下機能低下による喉詰り事故等を想定した予防対策・訓練実施（新規）
- ケ 施設（養護老人・救護）の相互応援や職員交流による支援内容改善・連携強化
- コ 余暇スペースを活用した利用者の日中活動の充実（充実）
- サ 預り金管理・文書管理の徹底（預り金の管理環境整備・書類の整理整頓）（充実）
- シ 居住空間における環境美化の徹底（臭気対策等）（新規）
- ス 利用者支援充実をめざし、第三者評価項目に沿った自己評価の実施

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

- ア 京田辺市の福祉避難所としての体制確保
- イ 自治会等が実施する活動への参加とボランティア等の積極的な受け入れ
- ウ 地域の在宅高齢者との交流事業実施（月1回）
- エ 車イス介助や介護技術など地域住民を対象とした講習会の実施（年1回）
- オ 地域清掃活動による地域貢献（月1回）
- カ 地域のニーズに応えた研修会の開催等による専門的知識の普及

(3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

- ア 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

イ 更新を要するパソコンやLED照明器具等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

4. 広報活動の強化

- (1) ホームページやブログ、広報紙「洛楽」(年3回発行)による施設情報の発信
- (2) 「介護相談・施設見学会」の実施(年1回)

3 洛南寮

(2) 救護施設

【運営方針】

生活困窮者をはじめ様々な生活課題や福祉課題等を抱え総合的な支援を必要とする利用者が心身ともに健康で安心した暮らしができるよう、一人ひとりの人権を尊重し、地域社会での自立を目指す支援や訓練を行う。

そのため、障害特性や権利擁護に関する理解の促進及び相談支援等技術向上を図るための研修受講を推進し、また、OJT も強化することで、利用者の諸課題に適切な対応ができる人材育成に努める。加えて、一人ひとりの職員が、専門性を活かして生き生きと活躍し、やりがいを持って働き続けられるような活気あふれる職場づくりを目指す。

また、施設利用者に対しては、救護施設に求められる循環型セーフティネット機能を発揮し、地域生活移行を目的とする居宅生活訓練事業のさらなる充実や、状況に応じた他施設等への移行を推進し、退所された方については、相談支援を行う。さらに、地域で生活する方に対しては、引き続き、DV・虐待被害を受けた場合等の緊急入所に速やかに対応するとともに、一時的に精神状態が不安定になった場合や、入所を希望する方が施設の集団生活を体験する場合の一時入所事業を継続するとともに、生活困窮者自立支援制度による認定就労訓練を実施する。

【事業計画】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

- ア 「虐待防止委員会」(月1回)による検証と改善策の実行
- イ 外部委員による聞き取り、施設内での座談会(月1回)、意見箱の設置、家族やボランティアとの懇談会など利用者からの声を反映するための取組み実施
- ウ 利用者の特性を理解し、専門知識と技術に基づく支援を行うための所内研修の実施(年3回)と外部機関が主催する人権擁護研修や虐待防止研修への積極的参加
- エ 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の実施(月1回)による課題抽出と改善サイクルの徹底

(2) 危機管理体制の強化

- ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、洛南寮における地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進

(地震対策)

- ・利用者の施設外への避難対策を踏まえた地震対策マニュアルの充実とマニュアルに基

- づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
 - ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器等）の検討・整備
- （新型インフルエンザ等対策）
 - ・新型インフルエンザ等発生時に適切に対応できるよう、職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等
- （その他安全・防犯対策）
 - ・火災発生、不審者侵入等突発的の事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED取扱含む）の実施
- イ 利用者支援に係るマニュアル整備による与薬・食事・入浴等での事故防止や利用者異変時における的確な対応と事故・ヒヤリハット等に係る事故防止委員会での検証・改善の推進
- ウ 京田辺市消防署が行う普通救命講習・上級救命講習への積極的参加

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

- ア 救護施設の存在感を高めるため、福祉事務所や居宅介護事業所、地域包括支援センター、精神科病院等に対する積極的な施設情報提供
- イ 月単位の消耗品費・光熱費の周知（見える化）による経費支出のコントロール
- ウ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

- ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進
- イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進
- ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 専門的知識や技術の向上及び職員講師育成を目的に、専門研修の強化
- イ 地域生活移行支援や就労支援等先進的な取組をしている施設への視察、派遣実習の実施
- ウ 新規採用職員（契約・非常勤）に対する職場内OJT及びエルダー制度の活用
- エ 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施

(4) 活気溢れる職場づくり

- ア 職員アンケートやストレスチェック集団解析の結果をふまえ、仕事の手順や分担、業務目標を明確にするとともに情報の共有（役職者会議や小グループミーティング）を徹底。加えて、管理職・役職者による目配りや職員間の連携強化
- イ 基本理念の唱和（毎月職員会議時）（充実）

- ウ 職員一人ひとりの担当業務の位置づけや担当範囲、達成すべき目標など、各職員の役割を明確にした上で作業やスケジュールの「見える化」を推進
- エ 廊下等の掲示板へ利用者作品や利用者・職員の笑顔溢れる写真等掲示

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

- ア 「サービス向上推進本部」と連携したマニュアル整備等の推進による安心安全で質の高いサービスの提供
- イ 居宅生活訓練事業新規対象者に向けた施設内事前訓練・勉強会を実施し、地域移行を推進（2名）（新規）
- ウ 一時入所事業を継続実施するにあたり、利用者情報が少ない等のリスクに対する受け入れルールの作成や福祉事務所とのさらなる連携を強化（充実）
- エ 内職作業や施設内疑似就労（農園・園芸活動）の充実及び作業工賃の設定見直し（新規）
- オ 利用者の健康促進のため、禁煙・分煙の推進（新規）
- カ 看護師充足による土日勤務、遅出業務による利用者健康管理のさらなる充実
- キ 地域生活移行希望利用者の退所先関係機関を含む支援会議を積極的に開催し、退所後の生活が円滑に行えるよう体制作りを行う。また、退所先訪問による相談支援の実施（毎月1回、半年間継続）
- ク 個別支援計画の充実とそれに基づく支援によって、救護施設に求められている「循環型セーフティネット機能」（地域や他施設への移行）を推進（10名）
- ケ 生活困窮者自立支援制度による認定就労訓練の実施（1名）（新規）
- コ 利用者支援充実をめざし、第三者評価項目（救護施設版）に沿った自己評価の実施
- サ 施設（養護老人・救護）の相互応援や職員交流による支援内容改善・連携強化
- シ 預り金管理・文書管理の徹底（預り金の管理環境整備・書類の整理整頓）（充実）
- ス 成年後見制度利用促進法に基づき、利用申立を推進（3名）
- セ 居住空間における環境美化の徹底（臭気対策等）（新規）

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

- ア 京田辺市の福祉避難所としての体制確保
- イ 自治会等が実施する活動への参加とボランティア等の積極的な受け入れ
- ウ 地域住民や児童に対する紙漉き体験会の実施（年3回）
- エ 車イス介助や介護技術など地域住民を対象とした講習会の実施（年1回）
- オ 地域清掃活動による地域貢献（月1回）
- カ 地域の支援ネットワークの構築をめざした京田辺市自立支援協議会への参加
- キ 地域のニーズに応えた研修会の開催等による専門的知識の普及

(3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

- ア 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

イ 更新を要するパソコンやLED 照明器具等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

4. 広報活動の強化

- (1) ホームページやブログ、広報紙「洛楽」(年3回発行)による施設情報の発信
- (2) 「介護相談・施設見学会」の実施(年1回)

4 東山母子生活支援施設

【運営方針】

DV被害や虐待など身体的、精神的に様々な課題を抱えて入所した母子に対して安全な生活環境を提供し、母子の自主性を尊重した自立に向けて地域社会で生活ができるよう、児童の健全な成長発達と母親の生活、養育、就労を支援する。

また、人権擁護・虐待防止の取組みについては、研修やOJT等による職員の資質向上に努め、風通しのよい施設づくりをこころがける。

そして、各福祉事務所等関係機関との情報交換を密に行うことで連携を強化し、定員の充足と社会的養護を担う施設としての役割を果たすよう取り組む。

【事業計画】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

- ア 「虐待防止委員会」(月1回)による検証と改善策の実行
- イ 虐待防止研修への積極的参加
- ウ 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の実施(月1回)による課題抽出と改善サイクルの徹底
- エ 朝会による職員間の情報共有の徹底
- オ 虐待防止学習会の実施による虐待防止マニュアルの確認

(2) 危機管理体制の強化

- ア リスクマネジメントに係るワーキンググループ及び京都府家庭支援総合センターと連携し、東山母子生活支援施設における地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進

(地震対策)

- ・利用者の施設外への避難対策を踏まえた地震対策マニュアルの充実と京都府家庭支援総合センターと合同による訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
- ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品(通信機器等)の検討・整備・補充

(新型インフルエンザ等対策)

- ・新型インフルエンザ等発生時に適切に対応できるよう、職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等

(その他安全・防犯対策)

- ・火災発生、不審者侵入等突発的・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練(AED取扱含む)の実施

- イ 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応

と、利用者による児童虐待の防止・早期発見をめざした、職員間の情報共有や複数職員での状況確認、記録の徹底

ウ 事故防止委員会の開催（月1回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア 市内福祉事務所や他府県措置機関への積極的な情報発信による認知度の向上

イ 京都市立東山開晴館、京都府家庭支援総合センターとの定期的な連絡会議の実施及び配偶者からの暴力被害者の一時保護受け入れ

ウ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

エ 職員への支出状況伝達による経営意識の醸成

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進

イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進

ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 職員講師による家族支援、就労支援や不登校児への支援等の所内研修実施

イ 母の精神障害や児童の発達障害などに関する外部研修への計画的派遣と報告の徹底

ウ 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施及び就職活動学生の受入

(4) 活気溢れる職場づくり

ア 挨拶の励行、5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の実施

イ ミーティング時に行う法人基本理念の唱和

ウ 職員間のコミュニケーションの活性化をめざしたミーティング（週1回）の実施

エ 共有スペースへの生け花や作品展示等明るい雰囲気づくり

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 「サービス向上推進本部」と連携したマニュアル整備等の推進による安心安全で質の高いサービスの提供

イ 支援の充実をめざした自立支援計画の進行管理の徹底及び見直しの定期実施(年2回)

ウ 就労支援の充実

・ マザーズジョブカフェやひとり親自立センターとの連携による就労準備支援

・ 求職者支援制度の活用など母親に対する就労セミナー受講の推進

・ 就職活動への同行支援

- ・社会保険制度、雇用保険制度や年金制度等勉強会の実施による就職へのフォロー
- ・就職活動時や緊急時における補完保育や働く母親のリフレッシュを目的とした一時保育の実施

エ 児童支援の充実

- ・児童（小1～小6）に対する放課後支援としての学童保育（ドリームクラブ）の実施
- ・ボランティアの協力による中高生対象の個別学習支援の実施
- ・中高生を対象とした調理実習や戸外活動等の余暇支援の充実
- ・夏休み等長期休暇時におけるキャンプ等施設外活動の充実

オ 母子支援の充実

- ・関係機関（福祉事務所、学校、保育園等）との連携（カンファレンスの実施等）推進
- ・職員の勤務体制の工夫による夜間時の安全な見守りの継続
- ・法人内所属等の発達障害等専門職員を招いてのケース検討会議の実施
- ・DV被害者の母及び被虐待児に対する心理担当職員の個別面接等心理ケアの実施（希望の母1人あたり月2回、希望の児童月1回）や小児科医による子育て相談の実施（年8回）
- ・「ボランティア感謝祭」開催による明るい雰囲気づくり、情報交換や心の安定を図ることをめざした、親子参加事業「かるがもクラブ」や乳幼児の母親対象の「ひよこクラブ」、その他多彩なメニュー（卓球指導・リンパマッサージ・季節行事等）による母子活動の実施
- ・保育所等への送迎や居室の片付け等の家事支援の実施

カ 利用者の満足度向上をめざし、「母の会」等にて利用者からの声の集約と改善策の実施

キ 苦情等解決委員会の開催（月1回）による訴え内容の検証と改善策の実行

ク 利用者支援充実をめざし、第三者評価項目に沿った自己評価の実施

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア 東山地区、清水地区で開催される地域行事への積極的参加

イ 「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」における「パープルリボンキャンペーン」の啓発活動への積極的参加

ウ 京都府家庭支援総合センターとの連携による配偶者からの暴力被害者の一時保護の受入れ

エ 東山区子育て支援調整会議、要保護児童対策地域協議会への参加

(3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

ア 破損箇所及び危険箇所の点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

イ 更新を要するパソコン等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

ウ 施設内設備の定期的な安全点検の実施（月1回）及び京都府家庭支援総合センター内管理システムに則ったエレベーター、自動ドア等の住環境の点検

4. 広報活動の強化

- (1) ホームページやブログによる施設情報の発信
- (2) 福祉事務所等関係機関合同研修会での情報発信

5 視力障害者福祉センター

【運営方針】

新課程、新カリキュラムがスタートして2年目を迎える中、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師（以下、あはき師という。）養成施設として、より質の高いあはき師の養成を行うため、教育訓練の充実、強化を図るとともに、安心して勉学に取り組める環境づくりに努め、利用者全員の国家試験合格や卒業後の就労をめざす。一方で、利用者の生涯教育、卒業後の専門的知識や技術の習得を目的とした研修会を開催する。

職員の資質向上と職員間の連携強化に努めるとともに、活発な広報活動や関係機関との連携強化など利用者増の取り組みや業務見直しによる業務改善に取り組むことで、安定した施設運営を行い、府立施設として公的責任が果たせる施設をめざす。

利用者本位の、利用者には選ばれる施設となるため、法人全体で取り組む人権擁護、虐待防止について職員一体となって取り組み、防災訓練など地域自治体との連携を図り、また、施設機能を活用した地域住民との交流活動等を通じ、地域から信頼され、開かれた施設をめざす。

【事業計画】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

- ア 虐待防止研修の受講（全職員）及び所内意見交換会の実施
- イ 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の実施（月1回）による課題抽出と改善サイクルの徹底
- ウ 虐待防止委員会（月1回）による職員セルフチェックの分析及び虐待防止対策の検討

(2) 危機管理体制の強化

- ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、視力センターにおける地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進

（地震対策）

- ・利用者の施設外への避難対策を踏まえた地震対策マニュアルの充実とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
- ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器等）の検討・整備

（新型インフルエンザ等対策）

- ・新型インフルエンザ等発生時に適切に対応できるよう、職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等

(その他安全・防犯対策)

- ・火災発生、不審者侵入等突発的・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED取扱含む）の実施
- イ 事故防止委員会（月1回）による事故・ヒヤリハット及び「気づきレポート」の分析と改善策の検討
- ウ 基礎実習及び臨床実習における事故発生時対応マニュアルの徹底（新規）
- エ 建物、設備、機器等の安全点検（年2回）の実施

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

- ア 次年度新入所生の確保（16名）
 - ・体験見学会の開催（年2回）
 - ・利用者の掘り起こしのため、福祉事務所や病院及びハローワーク等関係機関への訪問に加え、構成団体となっているロービジョンネットワークを通じての情報発信やロービジョンケア実施医療機関等への訪問
- イ 照明のLED化や機器、設備等の省エネ化の推進
- ウ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

- ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進
- イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進
- ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 職員面接による育成ポイントの把握、目標の設定に基づく計画的、意識的なOJTの推進
- イ あはき師養成教員の教授力向上を目的とした「卒後鍼灸手技研修会」への計画的参加

(4) 活気溢れる職場づくり

- ア 職員アンケートや職員ストレスチェックの結果を踏まえ、互いに尊重し、認め合える職場作りのため職員間で感謝の気持ちを伝えあうコミュニケーション強化の取組みの推進
- イ 職員会議提案事項への提案促進とその実現
- ウ 各種会議や朝の連絡会での職員間の情報共有及びコミュニケーションの促進
- エ 京都府視覚障害者協会等関係機関や地域自治会及び卒業生同窓会（糺の森会）との交流により視野を広げ、職務に対する意識向上を推進

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 新課程、新カリキュラムを円滑に実施するための取組

- ・新2年生の生理学Ⅱ、病理学、医療概論等の科目における合同授業の実施及びその検証

- ・あはき師養成に関する施設内研修会の開催及び外部研修会への参加

イ あはき師の国家資格取得に向けた教育訓練の充実（合格率 100%）

- ・夏休みフォローアップ講習の実施
- ・受験生対象の補習授業や模擬試験の実施
- ・授業の質の向上を目的とした授業内容改善会議の実施（年2回）

ウ 卒業生に対する専門的知識や技術の習得を目的とした研修会の開催

エ 利用者の通院や買い物等の外出支援ボランティアの積極的な受入

オ あはき師免許取得後の社会的・経済的自立に向けた就労支援の充実

- ・企業や治療院等への職場見学会の実施
- ・ハローワーク京都七条との連携による求職登録の実施
- ・就労支援員等による卒業予定者等への就職先斡旋
- ・利用者向けの施術者マナー、消防署員による救急救命講習

カ 利用者支援充実をめざし、第三者評価項目に沿った自己評価の実施

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア 高齢者福祉施設訪問及び地域住民へのあん摩奉仕の実施

イ 地域住民を対象としたあん摩・はりの臨床実習の実施

ウ 視覚障害者支援の啓発を目的とした京都ライトハウスや関西盲導犬協会等との連携によるあすの Kyoto・地域創生フェスタへの参加等地域住民との交流活動の推進

エ 地域とのつながりを広げるよう施設開放等の取組み推進

(3) 施設の保守管理と計画的修繕の実施

ア 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

イ 更新を要するパソコンやLED照明器具等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

4. 広報活動の強化

(1) ホームページ掲載情報の充実及びブログによる情報発信

(2) 福祉事務所、病院、ハローワーク等相談機関への訪問による施設PR活動の推進

(3) 京都府社会福祉協議会、京都府視覚障害者協会、京都ライトハウス、関西盲導犬協会等関係機関が企画する事業への積極的参加（福祉施設オープンデー、白杖安全デーなど）

6 桃山学園

(1) 障害児入所施設

【運営方針】

児童の健やかな成長と家庭復帰・社会的自立に向け、基本的な生活習慣や知識・技能の習得が進むよう、それぞれの課題と個性に応じた支援を行う。

支援にあたっては、人権擁護・虐待防止を基本姿勢とし、研修等による職員の意識改革に継続的に取り組むとともに、保護者や地域等外部者に開かれた運営を行うことで信頼確保と安心・安全な施設をめざす。

また専門性の向上については、強度行動障害支援従事者研修修了者、児童発達管理責任者研修終了者等の有資格者を中心とした学習会や外部事業所への体験実習を行うことにより、障害特性の理解を深めるとともに業務の改善や個別支援計画作成・日頃の支援上の課題にはチームで取り組むことを徹底する。

特に自閉症等の児童に対して、日常生活上のやるべき行動についてのスケジュールや、行動手順、目的に応じた場所などを、絵カードの利用等工夫によりわかりやすく示し、自分で主体的に活動できるよう支援するとともに、児童の年齢や障害特性に応じた小規模グループケアに継続して取り組む。

さらに地域への情報発信を充実させ、行事などへも積極的に参加することで連携を図り、開かれた施設づくりと地域と一体となって児童を育てる環境づくりに努める。

【事業計画】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

- ア 虐待防止委員会（月1回/うち3回は外部委員が参加）による取り組み結果の検証や改善策の実施
- イ 朝ミーティングにおける職員間の情報共有の徹底とチームアプローチによる個別支援計画作成など組織対応力の向上
- ウ 人権擁護・虐待防止をテーマとした所内研修の実施（年3回）及び外部研修への積極的参加
- エ 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の実施（月1回）による課題抽出と改善サイクルの徹底
- オ 利用者や家族等からの声や外部からの視点を反映させ、開かれた施設運営をめざす取り組みの実施
- ・ 利用児童の「子ども会」等での話し合い（年6回以上）や保護者との懇談（情報交換）の実施

- ・保護者との情報共有を目的とした機関紙（「学園だより」、「ふれあい」）の配布
- ・実習生や外部見学者の積極的な受入と意見等聴取

(2) 危機管理体制の強化

ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、桃山学園における地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進

(地震対策)

- ・利用者の施設外への避難対策を踏まえた地震対策マニュアルの充実とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
- ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器等）の検討・整備

(新型インフルエンザ等対策)

- ・新型インフルエンザ等発生時に適切に対応できるよう、職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等

(その他安全・防犯対策)

- ・火災発生、不審者侵入等突発的事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED取扱含む）の実施

イ 利用者支援に係るマニュアル整備による施設生活等での事故防止や利用者異変時における的確な対応と事故・ヒヤリハット等に係る事故防止委員会での検証・改善の推進

- ・各種支援マニュアルの作成・見直しと職員の理解・活用の推進
- ・事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」徹底による迅速な対応
- ・事故防止・虐待防止委員会の開催（月1回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行

2. 自立運営をめざした体制強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

- ア 地域相談支援事業所等、関係機関への情報発信及び連携強化による定員の充足
- イ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

- ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進
- イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進
- ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 強度行動障害支援者従事者研修終了者、児童発達管理責任者養成研修終了者による所内研修または学習会の実施（各々年4回ずつ）
- イ 全国的障害者施設職員研修等への積極的参加

- ウ 自閉症等を有する児童に対する支援の充実と業務改善を目的とした他法人施設への宿泊体験実習の実施
- エ インターンシップや施設見学、実習生の積極的な受入れや実施後のフォロー

(4) 活気溢れる職場づくり

- ア 引継時に行う「今日の目標」の共有と実行
- イ 5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の継続実施
・職場内環境の点検実施及び改善策の提案
- ウ 業務上の良い取り組みを伝え合う「グッジョブカード」の継続実施及び職員へのフィードバック
- エ 半期毎の職員各自の努力目標の掲示及び実行
- オ 法人基本理念の唱和（毎朝）

3. 安心・安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

- ア 「サービス向上推進本部」と連携したマニュアル整備等の推進による安心安全でより質の高いサービス提供
- イ 児童の障害状況を客観的に評価し、支援につなげるための外部アドバイザーとのカンファレンスの実施（新規）
- ウ 小規模グループケアの継続実施
- エ 支援の改善等を目的としたグループミーティングの実施（月1回）
- オ 児童の心の安定と余暇の充実をめざした活動（創作、音楽、農園、外出、スポーツ教室、絵本の読み聞かせ等）の継続実施
- カ 職員室内のレイアウト変更による児童の見守り機能強化や職員間のコミュニケーションの充実
- キ 利用者支援充実をめざし、第三者評価項目に沿った自己評価の実施

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

- ア 桃山東各種団体委員会への参加（広報担当者会議月2回等）による地域とのネットワーク強化
- イ 『ももネット』（桃山中学校区にある介護・福祉・医療の40事業所と住民有志の組織）への参画による地域福祉関係者団体との交流、行事等への積極的な参加
- ウ 京都市南部障害者地域自立支援協議会での意見交換による連携強化

(3) 施設の保守管理と計画的修繕の実施

- ア 明るく安全で清潔、かつ児童が親しみやすい環境への工夫と整備の実施（オゾン水、オゾン燻蒸による消毒及び臭い対策、季節ごとの壁面作成など）
- イ 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速実施

ウ 更新を要するパソコン等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

4. 広報活動の強化

- (1) ホームページやブログの活用による外部へのPR強化（月2回以上）
- (2) 保護者、地域、関係機関等への広報誌の配布（年3回）や、地域活動への参加や施設行事への招待

6 桃山学園

(2) 児童養護施設

【運営方針】

社会的養護を必要とする児童を健やかに育み、豊かな人間性や社会性を養うとともに、地域社会での自立を目指し支援する。また、家族再統合に向けて児童相談所等と連携を図り家族への支援等を行う。

職員の専門的知識等の習得やコミュニケーションの活性化について留意しつつ、人権擁護、虐待防止をめざした取組みを継続して実施し、支援の向上に努める。

施設内暴力の課題について、安全委員会方式（外部機関（学校や児童相談所）と施設職員で組織する安全委員会の中で、児童の状況の共有・対応等の協議を行い、暴力に代わる行動の学習等を一貫して支援する手法）によって対応し、児童にとって、より一層安心安全な施設生活となるよう、全職員一丸となって取組む。

さらに、桃山東地域の地域福祉を支える団体等と連携を図り、行事等への参加、協力体制のさらなる構築に努め、地域とともに児童の健全な成長を支援する、地域に開かれた施設を目指す。

【事業計画】

1. 虐待防止策の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止策の徹底

- ア 虐待防止委員会（月1回/うち3回は外部委員が参加）による取組み結果の検証や改善策の実施
- イ 朝昼ミーティングを実施し、その記録を行い職員間での情報共有の徹底
- ウ 人権擁護・虐待防止をテーマとした所内研修の実施（年3回）及び外部研修への積極的参加
- エ 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」実施（月1回）による課題抽出と改善サイクルの徹底
- オ 利用者、見学者等からの声や外部からの視点を反映させ、開かれた施設運営を目指す取組みの実施
 - ・入所児童への個別聞き取り面談の定期実施（月1回）
 - ・実習生や外部見学者の積極的な受入と意見等の聴取

(2) 危機管理体制の強化

- ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、桃山学園における地震災害や感染症等危機事象に対する実効性を高める取組を推進
(地震対策)
 - ・利用者の施設外への避難対策を踏まえた地震対策マニュアルの充実とマニュアルに基

- づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
- ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器等）の検討・整備
- （新型インフルエンザ等対策）
- ・新型インフルエンザ等発生時に適切に対応できるよう、職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等
- （その他安全・防犯対策）
- ・火災発生、不審者侵入等突発的の事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED取扱含む）の実施
- イ 利用者支援に係るマニュアル整備による施設生活等での事故防止や利用者異変時における的確な対応と事故・ヒヤリハット等に係る事故防止委員会での検証・改善の推進
- ・各種マニュアルの見直しと職員の理解・活用の推進
- ・事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」徹底による迅速な対応
- ・事故防止・虐待防止委員会の開催（月1回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

- ア 関係機関との連携強化や環境整備による積極的な受入れ
- ・児童相談所との在籍児童数や施設情報の積極的な情報交換の実施
- ・入所希望児童の年齢や性別等に応じて、柔軟な受入れとなるように、適宜設備整備の実施
- イ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

- ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進
- イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進
- ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 若年職員に対するフォローアップ研修や専門職による所内研修等OJTの強化
- イ 社会的養護を必要とする児童への支援等に関する研修への参加や視察を積極的に行い、全職員へのフィードバック勉強会を定期的（月1回）実施
- ウ 小規模施設での家庭的養育を行う施設等、先進的な取組みを行っている他法人施設への視察研修等の実施
- エ インターンシップや施設見学、実習生等の積極的な受入れや、職員に依頼のある大学等での講義・発表等による学生や求職者へのPRを推進

(4) 活気溢れる職場づくり

- ア 5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の継続

イ 法人基本理念の唱和（毎朝）の継続

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

- ア 「サービス向上推進本部」と連携したマニュアル整備等の推進による安心安全でより質の高いサービス提供
- イ 生活支援の充実向上を目指し、支援員による定期ミーティングの実施（隔月）
- ウ 暴力行為の軽減をめざす「安全委員会方式」により、個別面談（月1回）や、外部委員（学校・児童相談所等）のモニタリングの定期的な実施、児童に対する暴力についての考え方（「暴力はダメ、叩かない、口で言う」）の徹底
- エ 臨床心理士・家庭支援専門相談員を含めたチームアプローチによる個別自立支援計画の策定とその見直し（年2回）
- オ 児童との話し合い（月1回）での意見を反映させた生活ルール等遵守の徹底
- カ 手作り食事会（月1回）・お楽しみおやつ会（月1回）等を通して、健全な食生活のための食事支援の充実
- キ 性教育について、外部研修への参加や所内研修等の実施
- ク 学力向上のための個別学習支援の充実と学習ボランティアや学習塾の活用
- ケ 未就学児童養育充実のため、保育施設への視察研修の実施や、幼児養育についての学習会の実施
- コ 発達障害等特性のある児童への支援の充実
 - ・外部研修への積極的な参加
 - ・所内研修の実施（年1回）
- サ 外部講師を招いての所内事例検討会の実施（年2回）
- シ 社会自立に向けた取組
 - ・職業体験及び自立意欲向上を目指した協力団体との定期交流や面談（月1回）就労体験（年2回）等の実施
 - ・退園後の安定した社会生活に向けた研修会（京都市自立支援コーディネータ研修）への職員の参加や、児童向け研修会への児童の参加促進
- ス 余暇活動の充実（スポーツ教室などへの積極的参加）、児童の情緒安定を目指した園内外活動（ダンス・観劇・園芸・農業等）の実施
- セ 利用者支援充実をめざし、第三者評価項目に沿った自己評価の実施
- ソ 「新しい社会的養育ビジョン」（平成28年8月 厚生労働省より発表）に基づく対応等について、行政機関との協議、検討を実施

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

- ア 桃山東各種団体委員会への参加（広報担当者会議月2回等）による地域とのネットワーク強化
- イ 『ももネット』（桃山中学校区にある介護・福祉・医療の40事業所と住民有志の組織）への参画による地域の福祉関係団体との交流、行事等への積極的な参加
- ウ 子育て支援事業の受け入れによる地域での子育て支援の実施

(3) 施設の保守管理と計画的修繕の実施

- ア 明るく安全で清潔、かつ児童が落ち着ける環境への工夫と整備の実施（生活感ある居室扉への順次改修など）
- イ 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速実施
- ウ 更新を要するパソコン等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

4. 広報活動の強化

- (1) ホームページやブログの活用による外部へのPR強化
- (2) 保護者、地域、関係機関等への広報誌の配布（年3回）や、地域活動への参加、施設行事への招待

7 こども発達支援センター

【運営方針】

京都府南部地域における障害児療育の中核的拠点として、診療・療育・相談支援各分野の専門スタッフが連携し、総合的な発達支援サービスを提供することで、こども達の健やかな成長と発達をめざす。

保健・教育機関との連携や診療所体制の充実により、初診待機期間の短縮に取り組んでいるところであるが、引き続き待機期間を長期化の抑制に努める。また、昨年度開始した放課後等デイサービス事業を軌道に乗せることや京都府発達障害者支援センターこども相談室との連携による学童期以降の発達障害児への支援強化を図りたい。

障害児相談支援事業や保育所等訪問支援事業については、引き続き充実に努めるとともに、地域支援の一環として発達障害に関する講演会の開催や関係機関への講師派遣及び地域療育へのサポートなど、地域住民に対する児童発達支援センターの機能を強化していく。

法人全体で取り組むこととしている危機管理体制の強化について、現場の課題に即したマニュアルの整備等に取り組んでいく。また、虐待防止の取組みについても、引き続き職員一丸となって意識の向上や職員間コミュニケーションの強化、報告・連絡・相談の迅速化を図ることで虐待防止策の徹底に努める。

【事業計画】

1. 虐待防止策の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止策の徹底

ア 虐待防止委員会（月1回）による検証と改善策の実行

イ 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の実施（月1回）による課題抽出と改善策の実行

ウ 虐待防止に係る研修（法人・外部主催）へ職員を適宜派遣

(2) 危機管理体制の強化

ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、こども発達支援センターにおける地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進

（地震対策）

- ・ 利用者の施設外への避難対策を踏まえた地震対策マニュアルの充実とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施

- ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器等）の検討・整備
（新型インフルエンザ等対策）
- ・新型インフルエンザ等の発生時に適切に対応できるよう、施設の新型インフルエンザ等事業継続計画の実効性を高めるための職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等
- （その他安全・防犯対策）
- ・火災発生、不審者侵入等突発的の事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED 取扱含む）の実施
- イ 利用者支援に係るマニュアル整備による事故防止や利用者異変時における的確な対応と事故・ヒヤリハット等に係る事故防止委員会での検証・改善の推進
- ・各種支援マニュアルの作成・見直しと職員の理解・活用の推進
- ・事故防止委員会（月1回）によるヒヤリハットの検証と改善策の実行
- ・事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア 児童発達支援事業における登園人数の向上

（1日あたりの目標登園人数）

- ・児童発達支援（福祉型）：知的な遅れや自閉症等発達障害児対象：22.0名
- ・医療型児童発達支援：運動機能の遅れ等障害児対象：10.3名
- ・重症心身障害児支援事業：医療的ケアが必要な重症心身障害児対象：1.5名

イ 外来診療予約の効率化

目標セラピー実施人数 月当たり 延べ650名

ウ 初診待機期間の長期化の抑制

エ 心理検査実施件数の維持（80件／月）

オ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

カ 放課後等デイサービスにおける通所人数の向上

（1日当たりの目標登園人数） 8名

（契約時人数） 40名

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進

イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進

ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

- (3) 人材育成の強化と安定的な人材確保
 - ア 実習生の積極的な受入や実習後のフォローの実施
 - イ ボランティアの積極的な受け入れ
 - ウ 発達障害を診断・支援できる医師の育成
 - エ 職員講師による所内研修の実施（8回／年）
 - オ 職種ごとの専門性向上をめざして作成した「施設別キャリアパス」に基づく人材育成の実施（OJT や研修受講等）
 - カ 専門性向上及び階層に応じた役割・意識向上をめざす、積極的な外部研修の受講

- (4) 活気溢れる職場づくり
 - ア 研究発表の奨励（研究発表 年間1回以上）
 - イ 朝会前のラジオ体操と清掃等行うクリーンタイム実施
 - ウ 業務改善プロジェクトチームを中心に業務改善に全員が参画

3. 安心安全な福祉サービスの提供

- (1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進
 - ア 「サービス向上推進本部」と連携したマニュアル整備や研修への参加等を推進し安心安全でより質の高いサービス
 - イ 電子カルテを導入し、福祉と医療の連携を目指す（新規）
 - ウ 精神科再診における公認心理師等面接の実施（30件／月）
 - エ 障害特性の理解と関わり方等をテーマとした通園保護者向け学習会の実施（8回／年）
 - オ 外来患者保護者向けの発達障害学習会の実施（1クール＜4回＞、2クール／年）
 - カ 外来患者保護者向けのペアレントトレーニングの実施（1クール＜9回＞、2クール／年）
 - キ 児童発達支援事業の利用終了後、引き続き地域の保育所や幼稚園、学校等を利用する児童を対象に相談支援や保育所等訪問支援事業によるサポートを実施（充実）
 - ク 利用者アンケート実施（児童福祉法に基づくアンケート及び事業団満足度アンケートの2回）によるニーズの把握・分析、対応
 - ケ 職種間連携強化のため、施設内の他職種職員の対応を相互に見学（全員年2回）
 - コ 地域の福祉サービスに関する情報を、速やかに利用者に提供できるよう「京都府南部地域の資源マップ」の充実を図る
 - サ 利用者支援充実をめざし、第三者評価項目に沿った自己評価の実施
- (2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進
 - ア 発達障害の理解を府民に拡げるための「発達障害講演会」の開催（2回／年）
 - イ 特別支援学校や療育教室への専門職員の派遣による支援者への育成（依頼毎に適宜対応）

- ウ 相談員やセラピストによる保育所等訪問支援事業での指導助言の実施
(契約児1人あたり2回/年)
- エ 市町村の関係機関・施設との連携・交流
(近隣市町村との連携会議を開催、保育士交流会2回/年、地域の放課後等デイサービス事業所の職員交流会2回/年)(充実)
- オ 自立支援協議会や関係機関等の連携会議への積極的な参加により情報収集を行い、地域における当施設の地域支援の在り方を検討
- カ 地域で暮らす就学前の乳幼児とその保護者に、発達や子育ての不安等相談可能な「遊びの広場」を実施(15回/年)。さらなる相談・療育支援が必要な場合には、こども発達支援センター各部門と連携(新規)

(3) 施設の保守管理と計画的修繕の実施

- ア 施設内設備の定期的な安全点検及び施設の老朽化に伴う計画的な修繕の実施
- イ 更新を要するパソコンやLED照明器具等の計画的更新や台帳整備による備品管理の徹底

4. 広報活動の強化

- (1) 運営方針や具体的な取り組みなどの情報を広く府民や関係機関に理解してもらうためホームページを活用(ブログの毎月更新)
- (2) 圏域及び市町村自立支援協議会等への参画
- (3) 各種就職フェア等イベントでの広報活動時や、就職希望者等からの施設見学受け入れ時における積極的な施設PRの実施

8 発達障害者支援センター

【運営方針】

京都府における発達障害者支援の専門的・中核的拠点施設として、発達障害のある本人とその家族が地域で安心して豊かに生活できるよう、府内6カ所の圏域支援センターや相談支援事業所等との連携を強化するとともに、京都府と共に幼児期から高校生ままでを支援する「発達障害事業専門職研修」を継続実施し、京都府内の発達障害に関する支援体制づくりやバックアップ支援、困難事例への対応等に取り組む。

昨年度 10 月開所の「発達障害者支援センターこども相談室」の事業を軌道に乗せ、医療と教育・福祉の連携による支援をスムーズに行えるよう、各機関との円滑な関係づくりに取り組む。併せて3年目となる京都ジョブパークにおける「ゆっくり相談コーナー」の一層の充実を図る。

また、府民の発達障害についての理解と支援を深めるため、府民公開講座等の啓発活動や研修会を実施する。

今後も職員の資質・専門性の一層の向上を図り、支援センター機能の充実・強化を行う。

【事業計画】

1. 虐待防止策の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止策の徹底

- ア 虐待防止研修等への参加及び、職員会議・ケース会議で利用者支援の内容を全員で確認
- イ 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の実施(月1回)による課題抽出と改善サイクルの徹底

(2) 危機管理体制の強化

- ア 法人の取組の一環として地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進
- イ 「発達障害児者の災害時における避難所での支援」に関して、発達障害者支援センター全国連絡協議会とともに地域に合った内容案の作成を検討(新規)

2. 発達障害者支援の専門的・中核的拠点施設としての機能強化

- (1) 京都府内における発達障害者支援の第三次相談機関(バックアップ機関)として、圏域支援センターや相談支援事業所等への巡回相談や助言・指導等による支援体制づくりの推進
- (2) 京都ジョブパーク「ゆっくり相談コーナー」へ専門スタッフを配置の上、疾病や障害による就労困難ケースへの相談対応や他機関連携による福祉的支援、医療機関の紹介等就労支援の実施。加えて、ジョブパーク職員を対象としたスーパーバイズ機能を充実
- (3) 「発達障害者支援センターこども相談室」における京都府南部地域の小学生から高校生の発達障害児、高次脳機能障害児を対象に、教育・医療・福祉等関係機関との連携による寄り添い型の専門相談の実施

- (4) 「発達障害者支援センターこども相談室」にて発達障害児(思春期)の保護者を対象とした研修会の実施(新規)
- (5) 福祉施設、医療機関、行政機関、教育機関、一般企業等への訪問、会議出席等によるコンサルテーションの実施
- (6) 京都府とともに、家族支援を行えるペアレントメンター事業(発達障害の子を持つ親による親への支援)の事務局の役割を担い、啓発研修、フォローアップ研修等の活動推進
- (7) 発達障害のあるご本人やご家族への生活や就労に係る相談支援の実施

3. 相談支援従事者、教育・福祉事業者等への研修実施

- (1) 圏域支援センターとの連携による相談支援従事者への研修実施(北部年1回)
- (2) 圏域支援センターとの連携による市町村窓口・相談支援事業所へのアウトリーチ型支援の推進(南部)
- (3) 幼児期から高校生までを支援する「発達障害事業専門職研修」(ペアレントトレーニング(保護者支援)、ソーシャルスキルトレーニング(社会生活技能訓練))の実施(北部・南部)
- (4) ソーシャルスキルトレーニング手法を用いた放課後等デイサービス事業所へのアウトリーチ型支援を実施、事例集作成に向けた取り組み

4. 発達障害の理解促進と普及啓発

- (1) 発達障害者に係る府民の理解を深めるための公開講演会の開催(7/7)
- (2) 医療職向けの専門職研修の開催(11月)
- (3) 福祉・教育機関、警察署等・行政機関等の研修への講師派遣
- (4) 「世界自閉症啓発デー」行事への参加(4/1 京都駅前、10月わかさスタジアム)

5. 関係機関・団体との連携強化

- (1) 市町村自立支援協議会、労働・教育等関係機関の連携会議への積極的参加
- (2) 圏域支援センター連絡会開催による各圏域相談支援体制の情報収集(北部南部年2回)

6. 職員の資質向上

- (1) 外部研修や研究大会への派遣による専門知識の習得
- (2) 外部研修受講後、所内において復命研修実施により講師経験の蓄積(新規)
- (3) 働き方改革関連法に対応する取組の推進(新規)
 - ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進
 - イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進
 - ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

9 在宅福祉支援センター相談支援事業所 TOMO

【運営方針】

地域の方々の相談支援とともに、法人の各施設利用者及び附属リハビリテーション病院の患者が地域において継続し安定した生活が営めるよう、相談支援を行う。

【事業計画】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

- ア 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の実施とその結果分析や改善策検討を行う「気づきミーティング」の実施（月1回）
- イ 虐待防止研修への積極的参加

(2) 危機管理体制の強化

- ア 心身障害者福祉センターと一体となって地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進
- イ 事故、ヒヤリハット、苦情等、迅速な「報告・連絡・相談」の徹底
- ウ 各種マニュアルの点検及び職員間での共有

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

- ア 利用料収入等の確保
 - ・ サービス等利用計画等作成数
(計画作成件数 30 件、モニタリング報告件数 70 件) 作成件数 100 件
 - ・ 障害支援区分認定調査の実施 調査件数 20 件
- イ 定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

(2) 働き方改革関連法に対応する取組の推進（新規）

- ア 正規・非正規職員間の業務分担の点検・整理等の推進
- イ 年次有給休暇の確実な取得と時間外労働上限規制の遵守の推進
- ウ 勤務時間の把握をサポートするツールの活用も含めた職員の適切な勤務時間管理の推進

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

心身障害者福祉センター障害者支援施設及び附属リハビリテーション病院職員を対象に疾患、障害に関する専門研修会の企画運営

(4) 活気溢れる職場づくり

- ア 朝礼時の業務遂行状況の報告と情報共有
- イ 事業所内清掃による整理整頓の徹底

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

- ア 各種マニュアルの更新
- イ 法人内外施設利用者及び附属リハビリテーション病院退院患者や他の障害者への生活に関する相談の実施
- ウ 心身障害者福祉センター障害者支援施設との連携による地域移行の推進

(2) 地域福祉への貢献

地域住民を対象とした「福祉なんでも相談会」の開催（年4回）

4. 広報活動の強化

地域における自立支援協議会等への積極的な参画による情報交換、広報の実施



<http://www.ksj.or.jp/>



社会福祉法人京都府社会福祉事業団

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地
京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）6階
TEL:075-222-2212 FAX:075-222-2236